モンゴル国民に対する数次有効の短期滞在査証（ビザ）申請手続の概要

※相当な高所得を有する方は３頁目をご確認ください。

※商用目的／文化人・知識人等の方は４頁目をご確認ください。

日本における滞在期間は滞在１回につき 15 日又は 30 日以内、査証の有効期間は最長５年です。

１　申請できる方

ＩＣＡＯ標準のＭＲＰ又はＩＣ一般旅券を所持し、かつ、数次査証の発給を希望するモンゴル国民であって、次のいずれかに該当する者

（１）過去３年間に日本へ「短期滞在」での渡航歴及び渡航費用支弁能力を有する者

（２）過去３年間に日本へ「短期滞在」での渡航歴及びＧ７（日本を除く）への「短期滞在」での複数回の渡航歴を有する者

（３）十分な経済力を有する者

（４）（３）の配偶者又は子

２　提出書類

（１）過去３年間に日本へ「短期滞在」での渡航歴及び渡航費用支弁能力を有する者【上記１(１)】

ア　査証申請書（写真貼付）

イ　旅券（ＩＣＡＯ標準のＭＲＰ又はＩＣ一般旅券に限る。）

ウ　過去３年以内の日本への「短期滞在」査証及び入国印が確認できる現有旅券又は旧旅券

エ　経費支弁能力が確認できる資料（申請人の所得証明書、預金通帳、納税証明書等）

オ　申請人の在職証明書（職を有していない場合は省略可。）

カ　数次の渡航目的を説明する資料

キ　モンゴル以外の国に居住している場合）当該国に合法的に居住していることが確認できる資料

（２）過去３年間に日本へ「短期滞在」での渡航歴及びＧ７（日本を除く）へ「短期滞在」での複数回の渡航歴を有する者【上記１（２）】

ア　査証申請書（写真貼付）

イ　旅券（ＩＣＡＯ標準のＭＲＰ又はＩＣ一般旅券に限る。）

ウ　過去３年以内の日本への「短期滞在」査証及び入国印が確認できる現有旅券又は旧旅券

エ　過去３年以内のＧ７（日本を除く）への短期滞在査証及び入国印が確認できる現有旅券及び旧旅券

オ　申請人の在職証明書（職を有していない場合は省略可。）

カ　数次の渡航目的を説明する資料

キ　モンゴル以外の国に居住している場合）当該国に合法的に居住していることが確認できる資料

（３）十分な経済力を有する者【上記１(３)】

ア　査証申請書（写真貼付）

イ　旅券（ＩＣＡＯ標準のＭＲＰ又はＩＣ一般旅券に限る。）

ウ　申請人が十分な経済力を有することを証明する資料（申請人の所得証明書、預金通帳、納税証明書等）

エ　申請人の在職証明書

オ　数次の渡航目的を説明する資料

カ　モンゴル以外の国に居住している場合）当該国に合法的に居住していることが確認できる資料

（４）上記１(３)に該当する十分な経済力を有する者の配偶者又は子【上記１（４）】

ア　査証申請書（写真貼付）

イ　旅券（ＩＣＡＯ標準のＭＲＰ又はＩＣ一般旅券に限る。）

ウ　家族（配偶者又は子）であることを証明する資料

上記１（３）とは別に申請する場合は、上記２（３）ウ及びエ

（注）前記１（３）の者が既に本短期滞在数次査証を取得している場合は、扶養者（前記１（３））の者の旅券写し(身分事項及び日本の短期滞在数次査証ページ)を提出してください。

エ　モンゴル以外の国に居住している場合）当該国に合法的に居住していることが確認できる資料

※審査の過程において、必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。また、審査の結果、一次有効の査証を発給する場合があります。

相当な高所得を有する方へ

以下の要件に該当するモンゴル国籍の相当な高所得を有する方に対する数次有効の短期滞在査証（滞在期間：90 日、査証の有効期間：５年）を申請する際の手続の概要は以下のとおりです。

なお、短期滞在査証では、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動を行うことは認められません。

１ 申請できる方

（１）相当な高所得を有する方

（２）（１）の家族（二親等以内の直系家族及び同居している兄弟姉妹（血族及び姻族））

※ （１）の方と同時に申請するか、（１）の方が既にこの数次査証を有している必要があります。

２ 提出書類

審査の過程において、必要に応じて、下記の書類以外にも追加提出をお願いする場合があります。

（１）相当な高所得を有する方

ア 査証申請書（写真貼付）

イ 旅券

ウ 申請人が相当な高所得を有することを証明する資料

※預金通帳、銀行口座明細書（直近６か月分のもの）、納税証明書等、及び必要に応じて、年金証書、土地登記簿、不動産権利書、株の配当金証明書、退職金証明書、遺産相続証明書等

エ 数次の渡航目的を説明する資料

オ モンゴル以外の国に居住している場合）当該国に合法的に居住していることが確認できる資料

（２）（１）の家族

ア 査証申請書（写真貼付）

イ 旅券

ウ （１）の家族（二親等以内の直系家族及び同居している兄弟姉妹（血族及び姻族））であることを証明する資料

※（１）の方とは別に申請する場合は、（１）の方の数次査証の写し

エ モンゴル以外の国に居住している場合）当該国に合法的に居住していることが確認できる資料

審査の結果、一次有効の査証を発給する場合があります。

商用目的／文化人・知識人等の方へ

以下の要件に該当するモンゴル国籍の商用目的の方や文化人・知識人等に対する数次有効の短期滞在査証（滞在期間：90 日、査証の有効期間：１年、３年又は５年）を申請する際の手続の概要は以下のとおりです。

なお、短期滞在査証では、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動を行うことは認められません。

本数次査証は商用目的用ですが、２回目以降の訪日は、観光や親族・知人訪問目的で使用できます。

● 申請できる方

１ 商用目的の方

次のいずれかに該当する者及び配偶者／子

（１）国公営企業の常勤者

（２）株式市場上場企業(第三国・地域を含む。)の常勤者

（３）大使館／総領事館がある都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む。)の会員企業であり、かつ、日本に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む。）の常勤者

（４）株式上場企業（日本及び第三国・地域を含む。)が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者

（５）日本の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者

（６）過去３年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去３年間にＧ７（日本を除く。）へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有職者

（７）過去３年間に日本へ商用目的での３回以上の渡航歴がある有職者

２ 文化人・知識人等の方

次のいずれかに該当する者及び配偶者／子

（１）相当程度の業績が認められる美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家、又は人文科学（文学、法律、経済学等）、 自然科学（理学、工学、医学等)の研究者

（２）弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者

（３）相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手

（４）大学の講師以上の職にある者(常勤者に限る。)

（５）国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者

（６）国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員

● 提出書類

審査の過程において、必要に応じて、下記の書類以外にも追加提出をお願いする場合があります。

商用目的 会議出席、業務連絡、商談、契約調印 アフターサービス、宣伝、市場調査等	文化人・知識人等 文化交流、自治体交流、スポーツ交流 学術交流、会議・学会出席
□　査証申請書（写真貼付） □　旅券 □　申請人が上記１（１）～（７）のいずれかに該当することを証明する資料 ※　上記１（６）又は（７）に該当する者である場合は、所属企業発行の在職証明書と過去３年以内の日本／Ｇ７への短期滞在査証及び入国印が確認できる現有旅券又は旧旅券 □　（配偶者／子）家族であることを証明する資料 ※扶養者とは別に申請する場合は、扶養者の数次査証の写し	□　査証申請書（写真貼付） □　旅券 □　申請人が上記２（１）～（６）のいずれかに該当することを証明する資料 □　（配偶者／子）家族であることを証明する資料 ※　扶養者とは別に申請する場合は、扶養者の数次査証の写し

審査の結果、一次有効の査証を発給する場合があります。